

クローズアップ

北海道税理士会旭川支部創立60周年 地域に貢献する税理士会として60年の歩み

北海道税理士会旭川支部 支部長 藤原清見



北海道税理士会旭川支部は、創設以来、税理士としての公共的使命の達成に務め、広く地域社会への貢献を行っていくことを事業の基本とし、社会から信頼される税理士制度を維持、発展させることを目指し、活動を行っています。

昭和31年にスタートした旭川支部は、創立60周年という節目を迎え、平成28年10月3日、旭川グランドホテルにおいて創立60周年記念式典及び記念祝賀会を開催しました。



記念式典は、過去30周年と50周年に行われてきましたが、今回60周年という節目を迎え、会員からの要望もあり実施することにしました。

周年事業の実施準備は1年以上前から始めましたが、試行錯誤の連続、過去30周年、50周年と記念事業を準備された先輩会員の苦勞をあらためて実感しました。

■北海道税理士会旭川支部の創設とその歴史

昭和26年、税理士法が施行され、同年12月末に阿部喜代蔵、池田秀策、坪沼三郎、中島正一、中島良治、中林茂三郎、沢田友一、松村尚雄の8名の会員により旭川支部の前身としての「税理士クラブ」が創設され、翌年の昭和27年10月に新たに7名の会員が加わり、初代会長中島正一氏を含め15名の会員により「社団法人北海道税理士会旭川支部」として発足しました。

さらに、昭和31年の税理士法の改正により、税理士会は税理士法により特別法人となったことから、同年10月に「特別法人北海道税理士会旭川支部」となり現在に至っています。(現在の総会はこの年を第1回としてスタートしました)

旭川支部の管轄区域は、旭川市を始めとして、北から稚内、名寄、士別、留萌、深川、富

良野の7市のほか36町4村で、北海道の行政単位では上川総合振興局、宗谷総合振興局、留萌振興局及び空知総合振興局の一部が管轄となっており、また、税務署も旭川中、旭川東、稚内、留萌、名寄、深川、富良野の7税務署と、全国一の広域支部となっています。

支部事務局は、歴代支部長の事務所に置いていましたが、昭和57年4月に旭川市内の丸伸ビル2階に専任職員を雇用して設置し、その後、平成15年3月に道北経済センター5階に移転し現在に至っています。

発足当時15名だった支部の会員も、日本経済の高度成長とともに税理士の事務量が飛躍的に増大し、そのこともあり昭和53年には100名を超え、平成9年には181名までに増加しました。

しかし、平成15年ころから支部管内の人口・法人の減少などと共に会員数も減少しており、現在は152名(他税理士法人21社)となっています。(平成28年7月31日現在)

高度情報化・国際化が進む中、少子高齢化が大きな社会問題となっていますが、旭川支部においても支部会員の平均年齢が65歳に近づきつつあること、65歳以上の会員が50%を超えるなど、現在会員の年齢構成が高齢化時代の先取りをしている感があります。

そうした中、我々税理士は、税務及び会計の専門家として必要な知識の習得と資質の向上に努め、地域の金融機関や経済団体との協力関係を深め、地域の納税者への貢献も考慮し、地域の発展を目指し努力をしています。

高齢化の進展している税理士会ですが、まだまだ元気な団塊世代と若い世代の会員がお互いに協力し「地域に貢献する税理士会」をテーマに様々な活動を行っています。

旭川支部の活動状況の一部を紹介させていただきます。

●中小企業支援事業

日本政策金融公庫、北洋銀行、北海道銀行、旭川信用金庫との金融懇話会を昨年引き続き開催し、中小企業への金融面からの支援を要請しております。

●税務支援事業

「税を考える週間」「税理士記念日」における無料相談を実施し、多くの会員が従事しています。また、確定申告期における税務支援や無料相談にも多くの会員を派遣しています。

●租税教育等の積極的な推進

支部の重点施策の一つとしており、次世代を担う小学校・中学校・高校の児童・生徒を対象とした租税教室を行っています。平成20年に1校から始め、会員の積極的な協力もあり、昨年度は20校の租税教室を行うようになりました。



また、次世代を担う税理士の輩出・育成及び将来の租税教育を担う教員養成を目的として、日税連が行う大学への「寄附講座」開設にも力を入れており、現在、来年度に予定している北海道教育大学旭川校の開設に向けて準備を進めています。

●広報活動(社会貢献活動の推進)

「旭川支部だより」を年3回継続して発行しています。また「税を考える週間」や「税理士

記念日」等の行事について、積極的な対外広報を展開しています。

なかでも、税理士の社会貢献活動の一つとして盲導犬チャリティーキャンペーン(育成資金募金活動)を平成12年に旭川冬まつり会場で始め、毎年継続して実施しており、税理士会の主要な行事となっています。



盲導犬育成資金募金活動にあたっては「旭川中法人会」・「旭川東法人会」・「V・GOLD」及び歌手の伊東ゆかりさんの協力もあり募金額も増え、平成19年7月には最初の盲導犬にニックネームを贈呈し、ユーザーに引き渡されています。



●官公庁及び関係団体との連携

国税当局(旭川中、旭川東、稚内、留萌、名寄、深川、富良野税務署)、上川総合振興局、旭川市と協議会・懇談会等を開催し、直面する諸問題について協議を行い、相互に協調を図っています。

また、旭川中・東法人会が毎年「税を考える

週間」に実施していますイベント「おもしろ税ミナヘル」に参加(無料相談会)するなど、税務関連諸団体等の行事に参画し税理士会の社会的使命に対する理解をアピールしています。

■60周年記念事業について

60周年記念事業として行われた記念式典について少し紹介します。記念式典では

- ・オープンセレモニー
- ・北海道盲導犬協会への寄附金の贈呈
- ・特別功労者への表彰
- ・歴代支部長の表彰
- ・永年勤続会員の表彰

などが実施され、オープンセレモニーは「消費税について考える」というテーマで、支部の若手会員により、世界各国の消費税の現状や問題点などについて研究発表を行いました。

また、盲導犬育成募金活動に協力していただいているバンドの「V・GOLD」のメンバー4名、歌手の伊東ゆかりさんに、特別功労者として表彰を行いました。

次に17代から19代支部長として、税理士会の会務に尽力頂いた能任・佐竹・小木田会員に感謝状を贈呈するとともに、勤続30年以上の会員に永年表彰状の贈呈を行いました。

記念式典にご多忙の中ご出席いただきました旭川中法人会川島会長様、旭川東法人会高橋会長様に感謝し御礼申し上げます。また、60周年という節目を迎えるにあたり、法人会並びに関係する皆様の当支部に対するご指導・ご協力に厚くお礼申し上げます。

10年後には70周年を迎えますが、益々税理士の役割が重要となってくると考えられます。そして、今まで以上に社会的貢献が求められ、税理士に対する使命は大きくなっていくと感じられます。

今後とも、会員と共に「地域に貢献する税理士会」として歩んでいきたいと思えます。

旭川東税務署 新任幹部紹介



旭川東税務署 署長
澤田 基氏

この度の人事異動で旭川東税務署長を拝命いたしました澤田でございます。

公益社団法人旭川東法人会並びに会員の皆様方におかれましては、日頃から税務行政全般に対しまして深いご理解と格別のご支援、ご協力をいただいておりますことに厚くお礼申し上げます。

私は旭川勤務は初めてでございますが、旭川市は道北経済の拠点として、農業をはじめ二次産業・三次産業の集積する道内第二の都市であり、また大雪山系に抱かれた自然豊かな生活環境は大変暮らしやすい街と伺っており、この地で勤務できることを大変うれしく思っております。

また、本年9月8日、9日に行われた「第30回法人会全国青年の集い 北海道大会」に出席させていただく機会を得ましたことを大変光栄に存じます。

水上大会実行委員長様をはじめ、役員の皆様、会員の皆様、事務局の皆様の御尽力により、盛大かつ

成功裡に大会が終了しましたことを心からお喜び申し上げます。

貴会に置かれましては、「良き経営者を目指すものの団体」として、各種研修会及び講演会を開催されているほか、地域に密着した社会貢献活動に取り組まれるなど充実した会活動を展開されておりますことを大変心強く思っております。

平成28年分所得税の確定申告からは「マイナンバー制度」の本格導入が開始されます。

また、改正消費税法につきましても、消費税率引き上げ再延期が発表されましたが、軽減税率、インボイス制度の全体像が明らかになってきております。

私どもといたしましては、引き続き各制度の周知・広報に取り組んでいくこととしておりますので、今後とも貴会の皆様方と様々な機会を通じて意見交換を行い、より一層、信頼・協調関係を深めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

結びに、貴会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝並びに企業のご繁栄を心から祈念申し上げます。挨拶とさせていただきます。

旭川東税務署 人事異動一覧（関係分）

《転出者》

氏名	旧	新
杉本 眞也	署長	札幌東税務署 署長
鈴木 格	総務課長	札幌中税務署 特別調査情報官
山本 尚	法人課税第4部門 統括国税調査官	札幌西税務署 法人課税第4部門 統括国税調査官
山崎 和美	法人課税第1部門 連絡調整官	札幌南税務署 法人課税第2部門 統括国税調査官

《転入者》

氏名	新	旧
澤田 基	署長	札幌国税局 調査査察部 査察管理課長
飯塚 秀都	副署長	留任
大友 博喜	総務課長	札幌国税局 総務部 厚生課 厚生専門官
大石 和宏	法人課税第1部門 統括国税調査官	留任
舘田 亘彦	法人課税第1部門 連絡調整官	札幌国税局 課税第一部 課税総括課 国税実査官
鈴木 聡一	法人課税第2部門 統括国税調査官	留任
銭丸 善彦	法人課税第3部門 統括国税調査官	留任
加藤 晃	法人課税第4部門 統括国税調査官	札幌西税務署 法人課税第3部門 上席国税調査官

e-Tax体験談

使ってみたら
こんなに簡単・便利



訪問先 美浪左官工業株式会社
経理担当 香川 尚江 さん

Q1 e-Taxは、いつから始めましたか？

A 社長が法人会のe-Tax研修会に出席して説明を聞いて、源泉所得税徴収高計算書を平成19年からe-Taxで始めました。平成23年からは、法人税・消費税それとダイレクト納付を始めました。

Q2 はじめて操作した時の印象はいかがでしたか？

A 法人税・消費税の確定申告は税理士先生にお願いしていますが、源泉所得税徴収高計算書とダイレクト納付は法人でやっていますが、思っていたよりスムーズに簡単に操作できました。

Q3 利用してみているかがでしたか？

A ダイレクト納付は、本当に楽にできるので良かったです。
金融機関に行かないで納付ができることは大変便利ですし、徴収高計算書も税務署に行く手間もなくなりました。

Q4 現在利用している税目を教えてください。

A 法人税、消費税、毎月の源泉所得税（ダイレクト納付含む）を利用しています。平成28年度の法定調書合計表の提出も、e-Taxを利用することを社長と相談しているところです。

Q5 e-Taxを利用してよかった点がありますか？

A ダイレクト納付は事前にデーターを入力しておく、自動的に支払いまでされるので、とても助かっています。

Q6 逆にe-Taxを利用することでマイナスになった点がありますか？

A 特にありません。

Q7 より快適に操作するため、改正すべきと思う点がありますか？

A 国税、地方税（道及び市町村）の申告、納税について、共通のシステムが出来て操作できればより便利になるかと思います。

年末調整等説明会のお知らせ

平成28年分 年末調整説明会開催日程等一覧表

市町村	開催日	受付時間	開催時間	会場
美瑛町	11月14日(月)	13時30分	14時00分～16時00分	美瑛町役場 4階 委員会室
比布町	11月15日(火)	9時30分	10時00分～12時00分	比布町図書館 視聴覚室
当麻町	11月15日(火)	13時30分	14時00分～16時00分	当麻町公民館 まとまーる
東神楽町	11月17日(木)	9時30分	10時00分～12時00分	東神楽町役場 2階 研修室 2 (旧東神楽町農村環境改善センター 大会議室)
東川町	11月17日(木)	13時30分	14時00分～16時00分	東川町役場 大会議室
上川町	11月18日(金)	9時30分	10時00分～12時00分	上川町役場 大会議室
愛別町	11月18日(金)	13時30分	14時00分～16時00分	愛別町総合センター 2階 大ホール
旭川市	11月24日(木)	13時30分	14時00分～16時00分	旭川市民文化会館 大ホール



第30回 法人会全国青年の集い北海道大会 過去最多! 2,687名の青年部会員が旭川に集結

法人会全国青年の集いは、青年部会活動の柱になっている次代を担う子ども達に対する租税教育活動について意見を交わしたり様々な情報交換を行うことで、今後の青年部会活動の更なる展開や青年経営者としての資質向上を目的として開催されている。本年9月8日(木)～9日(金)、記念すべき第30回大会が旭川市において開催されたが、今大会の誘致・企画には数年前から当時の盛永全法連青連協会長をはじめ旭川を中心に北海道メンバーが一丸となって検討を重ねてきた悲願の北海道大会であった。

「Be Ambitious! Do Action!」をスローガンに掲げた今大会には、全国441法人会より過去最多となる2,687名もの青年部会員が当地に集結し、まずは旭川市民文化会館で行われた租税教育活動プレゼンテーションで大会の幕をあげた。全国から選抜された11会の事例発表は、税金という普段あまり馴染みのないテーマに少しでも関心を持ってもらおうと、子ども達の視点に合わせた創意工夫や地域の特徴を取り入れた内容で大変有意義なものであった。



租税教育活動プレゼンテーションの様子(上)
部会長ウェルカムパーティ&サミットの様子(下)

その後開催された部会長ウェルカムパーティでは、北海道の旬の食材を野趣あふれる料理に仕立て歓迎した。翌日の部会長サミットも同じ配席で行われるため、各テーブルの懇親を深める一助となればと企画されたアトラクションでは、旭川観光大使も務めるお笑い芸人「とにかく明るい安村」が登場しテーブル対抗のご当地クイズなどに会場は大いに沸き上がった。

翌日の部会長サミットでは「税の用途に関する意見集約と租税教育活動への反映」をテーマに、さらに進化した租税教育活動の展開につなげるため、過去大会の成果や課題を振り返るとともに部会長自らが社会保障制度など税の用途について考え白熱した議論が繰り広げられた。

大会式典に先立ち旭川大雪アリーナの駐車場において大規模な物産展が催され、道内各地の

■北海道大会スケジュール

◎1日目 9月8日(木)		
13:00~14:30	青連協 定時連絡協議会	旭川グランドホテル 3F 彩雲の間
15:00~18:00	租税教育活動プレゼンテーション	旭川市民文化会館 大ホール
18:30~20:00	部会長ウェルカムパーティ(着席)	旭川グランドホテル 3F グランドホール
◎2日目 9月9日(金)		
9:00~12:00	部会長サミット	旭川グランドホテル 3F グランドホール
11:00~17:30	租税教育活動パネル展	旭川大雪アリーナ 2F
11:00~18:00	物産展	旭川大雪アリーナ横駐車場
14:00~15:45	大会式典	旭川大雪アリーナ
16:15~17:30	記念講演	
18:00~19:30	懇親会(立席)	道北地域旭川地場産業振興センター

TAKASHIMA HOUSE

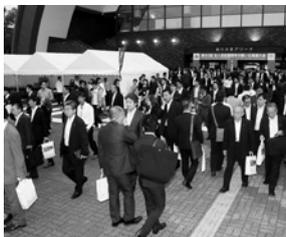
MAPLE HOMES

株式会社 **高嶋建業**

旭川市豊岡2条1丁目7-10
☎(0166)31-6911

タカシマ1級建築士事務所 URL <http://www.takashima-house.co.jp>

逸品やグルメに大いに賑わった。式典はプロジェクトマッピングで彩られたオープニングに始まり、多数の来賓のご臨席の下、プレゼンテーションの結果発表や部会員増強表彰、水上実行委員長(旭川東)による大会宣言などが執り行われた。続く記念講演では「レジェンド」と讃えられるスキージャンプの葛西紀明氏を講師に迎え「夢は、努力でかなえる」と題して、自身の生い立ちや栄光と挫折、家族や良き仲間の支えから、努力すること継続することの大切さと志を達成するためのヒントを学んだ。



大会式典の様子と講師の葛西紀明さん



会場を埋め尽くした大懇親会や物産展の様子

フィナーレを飾る大懇親会は隣接する旭川地場産センターで開催され、山盛りのタラバ蟹やイクラが並べられたテーブルに何度も歓声上がるなか盛大に杯をあげた。全国の同志に北海道の魅力でいかにおもてなししようかと試行錯誤を繰り返してきたが、会場には全道のB級グルメなどの屋台もズラリと並べ、冷えたビールや地酒などにも配慮した。また、大食いタレントのアンジェラ佐藤さんらも華を添え、最後まで途切れることなく続いた懇親会の熱気に大きな達成感と大会の成功を確信することが出来た。

電気工事・情報通信工事・計装工事・各種システム工事

CO.,LTD
DENGYO



株式会社 電業

本社 〒078-8220 旭川市10条通22丁目 TEL (0166) 32-1488(代) FAX (0166) 32-1883

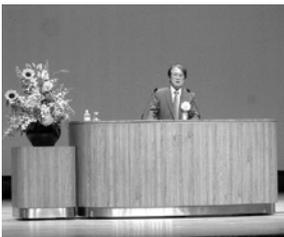
第53回北海道法人会税制改正提言全道大会

9月29日(木)、今年で第53回を数える全道大会が函館市において開催された。大会当日は全道30法人会より750名を超える会員が集った。

午後2時から大会式典が函館市民会館にて開催され、平成29年度の税制改正提言事項や大会決議が採択された。式典に続く記念講演では、「日本を取り巻く国際情勢」と題してコリアレポート編集長でジャーナリストの辺真一氏による講演が行われた。会場を函館アリーナに移して開催された懇親会では、マグロの解体ショーにはじまり函館メンバーによる華麗なダンスと歌のパフォーマンスなど、道南の山海の幸を存分に堪能するとともに楽しみながらも全道各地の会員と交流を深めた。



式典で開会宣言を行う川島会長(旭川中)と
次回開催地PRの様子〔上〕
講師の辺真一氏と懇談会の様子〔左〕



経営力向上のヒント 実務セミナー

7月26日(火)、旭川グランドホテルにおいて「経営力向上のヒント」をテーマに旭川中法人会との合同セミナーを開催した。当日は講師に税理士・中小企業診断士の金谷博光氏を招き、非会員を含む企業経営者ら約80名は、中小企業のための会計の活かし方など、会社経営に役立つ様々な情報に熱心にペンを走らせた。



熱心に講義に聴き入る受講者たち



本社・工場/〒078-8273 旭川市工業団地3条2丁目2番27号 TEL(0166)36-4501代・FAX(0166)36-4502

営業品目

- 農業施設
各種根菜洗浄選別梱包施設
玉葱・馬鈴薯・カボチャ研選選別梱包施設
- 環境装置開発
超減容型生ゴミ処理システム
アースパワー(大型プラント・施設型)
- 製缶類
オイルタンク・圧力容器
設置・製作・施工

通常総会後の税務講話

5月24日(火)、アートホテルズ旭川において開催された平成28年度通常総会の議事終了後に税務講話を行った。講師には旭川東税務署の杉本署長を招いて、「消費税法の改正について」の講義を行い、出席した約80名の方は真剣な表情で、時にはメモをとりながら聞いていた。

その後、総会懇談会を行い、盛会裡に終了した。



通常総会後の税務講話の様子

第11回法人会全国女性フォーラム

4月14日(木)、福島県において、第11回目を迎える全国女性フォーラムが開催され、全国各地より女性部会員約1,800名が集い、当部会からも佐々木部会長をはじめ6名が参加した。

記念講演では、フリーアナウンサーの大和田新氏による「伝える事の大切さ、伝わる事のすばらしさ」と題した講演が行われた。

講演後の大会式典では、大会宣言等が採択され、懇親会では、福島の食を存分に堪能した。

尚、次回は、鹿児島県において開催される予定である。



企業・お店のPRに!

法人会クーポン『掲載企業募集中』

掲載に関する内容

会員企業はもとより一般企業（一部制限あり）の方も掲載いただけます。
登録料・手数料は一切かかりません。

- 配布先 / (公社)旭川東・中法人会会員企業約2,500社
- 年間発送予定 / 3月 / 7月 / 10月 / 12月

★当会ホームページに詳細・申込用紙などを掲載しておりますので、是非ご覧ください。
(HP <http://ash-ho.or.jp>)

掲載費など一切無料!

宣伝効果間違いなし!

表面

会社・店舗名
割引内容・注意事項など

裏面

住所・TEL
地図・会社PRなど

※右記のクーポンチラシ一覧は、A4サイズで配布しております。

《掲載イメージ》

女性部会設立30周年記念式典を開催!

女性部会は昭和61年10月13日発足以来、本年記念すべき設立30周年を迎え、6月1日(水)、旭川グランドホテルにおいて旭川中法人会との合同による記念式典を開催した。

式典は両部会を代表して廣野部会長（旭川中）が式辞を述べ、発足時よりご尽力いただいた両税務署や卓越したリーダーシップで女性部会の強い絆を築いてこられた島崎顧問（旭川中／初代部会長）山田顧問（旭川東／第2代部会長）をはじめ諸先輩へ深甚なる感謝と敬意が表された。記念事業としては、次代を担う子ども達が健やかに育つ環境づくりのために何か少しでもお役に立てればとの女性部会の総意で、佐々木部会長より西川市長に「旭川市子ども基

金」へ寄付金を贈呈した。また、両部会歴代部会長には感謝状と記念品が贈呈され、島崎顧問のスピーチに会員・関係各位への御礼と発足時の熱き思いや良き仲間との出会いなど30年間に亘る女性部会の思い出が語られた。

式典に引き続き多数の来賓を招き祝賀会を開催し、華やかに飾られた会場に彩りも鮮やかな料理が祝宴をさらに演出するなか開宴した。アトラクションの旭川オペラ劇場で活躍する西島厚氏のステージや歴代青年部会長による抽選会もお祝いムードを大いに高め盛会裡に終了した。全道からも高い評価を受けている両女性部会活動の今後益々の飛躍が期待される。



記念式典式辞の様子



祝賀会の様子と歴代青年部会長による抽選会



記念事業の様子と歴代部会長へ感謝状贈呈



祝賀会に華を添えた西島氏によるオペラの名曲♪

旭川運通

代表取締役 窪田 明規夫

〒079-8452 旭川市永山北2条8丁目 TEL 40-1515

「初めての ハーフマラソンに 挑戦して」

株谷脇組

執行役員総務部部長

大友 信久



2年前の秋、人生初めてのハーフマラソン大会に参加しました。

きっかけは、人間ドックの散々たる結果を含め、医者より「先ず体重を落とせ、このままでは色んなものが食べられなくなるよ」との厳しい指摘が…。食べることが大好きな私にとって、まさに一大事。てっとり早く健康体を取り戻すべく選択した方法が苦手の長距離走、それもまさかのハーフマラソンを挑戦することになりました。

様々な運動をそれなりに経験してきましたので、なんとかなるだろうという全く根拠のない自信と自分もマラソンブームに乗ってみようという軽い“ノリ”でエントリーしましたが、既に大会当日の2ヶ月前前になっていました。

今思えば、高校の強歩遠足以来3km以上走ったことのない中年男にとっては、あまりにも準備期間が短く、かなり無謀な挑戦だったと言えるでしょう。

案の定、本番では10km過ぎあたりで既に全身が辛くなり、何度も心が折れそうになりましたが、凄い速さのトップランナーも後続の今にも歩きそうな方々も同じような苦悶な表情を目のあたりにし、皆きつい思いをしながらゴールを目指して一生懸命に走っている姿に急に勇気付けられた気がしました。速い人に対する劣等感や遅い人への優越感を抱くことなく各々のペースで走っている様子に双方の存在から刺激を受け、これがマラソンの醍醐味だと実感しました。

かくして、準備不足の中、完走もままならないのではないかと懸念もありましたが、なんとか完走することができました。既に2年経ちましたが走りきったという達成感は今も残っています。完走した事実は、気合と根性はまだあることを確認することができ、ほんの小さな自信となって、以前より少しだけ前向きになれたような気がします。

この初挑戦がきっかけで、今では走ることが生活の一部となり健康体は勿論、走り終えた後の冷えたビールを楽しむ日々を送っております。

「水掬月在手 弄花香满衣」

(水を掬すれば月手に在り、
花を弄すれば香り衣に満つ)

はやし内科胃腸科小児科医院

副院長 林 朋子



『手の届かない月は水を掬って映すことで掌中にすることができ、花を摘んで弄べばその香りは着物の袖に移る』という漢詩があります。何事も工夫努力でその妙を会得でき、人は環境次第で知らず知らずの内に染まってしまうので良き師、優れた友を得て、良き環境に身を置きなさいとの教えで、私の座右の銘です。

同じ医師という立場でも、内科・外科など診療科によって、診療所か高機能病院(いわゆる公的な大きな病院)かのような診療形態によって、医師の役割は全く違います。現時点で様々な不都合はありますが、超高齢化社会となり、医療は限られた貴重な資源と考えねばなりません。

例えばガンのように病名は一つであっても、患者さんの希望ばかりでなく、年齢、病気の進行具合、家族の状況を総合的に判断して、患者さん一人一人に可能な医療を提供する時代です。医療と福祉の境界は一層不鮮明になりました。

また、医学は日進月歩で、医師は3年のブランクがあると元の職場には戻れない程のスピードで進歩しています。私も出来る限り新しい病気の概念、診断、治療を学び続けて来ましたが、法人会に入会させていただき、更に経済・経営という視点から医業を見直す機会を得ました。異業種の皆様との出会いは新鮮で、お誘いいただいたことに心から感謝しています。

旭川東法人会女性部会の皆様からは時代の変化に対応してゆく柔軟性、様々な価値観、遅い経営者視点、実行力など、まさに「手に水をすくって月を映す工夫の数々」を学ばせていただいております。もちろん、優れた師や友を得ました。今後ともどうぞ宜しくお願いいたします。



社会に役立つ企業を目指し 良い製品を作ることをモットーに

富士コンクリート株式会社

代表取締役 岡田 佑一 氏

当社は昭和33年5月、上川郡神楽町字神楽農地14号にて、父 岡田健市氏が個人で創業。翌年、昭和34年4月法人に改組。

現在市内西神楽1線14号でコンクリート製品製造業を営んでいるのが、今回ご紹介する二代目富士コンクリート株代表取締役の岡田佑一氏である。

実直な岡田社長は、昭和20年11月20日生まれで大学卒業(東京)後、昭和44年4月、鍵のメーカー(株)ゴール東京支店に入社、翌年昭和45年12月に退社(その間1年9カ月勤務)であった。これには、社長曰く「父親が東京まで来て旭川に戻って当社に入るよう強請されました」と言う。「まだまだ東京で過ごしてみたかった」と当時を振り返る。思うに早く入社させ一人前にして二代目を引き継いでほしいという父親の願いであったのではないのでしょうか。そういうこともあって、昭和

46年4月当社に入社。昭和52年5月同社専務取締役、昭和62年9月(株)ニコフ代表取締役に就任、(コンクリート製品関連資材販売業)である。当社と同じ住所地にある。その後父親からバトンタッチを受け、平成3年5月当社代表取締役に就任現在に至る。

鉄筋コンクリート管、トラフ、縁石、ブロック、マンホール等、道路・河川・農業・下水・環境用製品を分野としている。また、「事務所職員は若くなっているが、工場が高齢化してきているので工場の若返りを考えなければならぬ」と言う。

「長年公共工事に依存しているのが、年々工事量が減ってきているのが厳しい時代ですね」と言う。

社訓の問いに「社会に役立つ企業をめざすとともに自分達のくらしを良くするため、会社が栄えるようにがんばろう」その為に1. 常に創造性をもち

hopes® 医療用不織布製品

日本メディカルプロダクツ株式会社

〒078-8232 北海道旭川市豊岡2条4丁目4番14号

TEL 0166-32-5320 FAX 0166-33-8749 <http://www.hopes.co.jp/>

支店: 旭川支店・札幌支店・仙台支店・東京支店・名古屋支店・大阪支店・広島支店・福岡支店
工場: 旭川・東川・マレーシア

発展向上をめざそう。2. 古いものにとらわれず失敗を恐れず新しいものにチャレンジしよう。3. 惰性に流されず常に良い製品をつくるように心がけようと話されました。

趣味・健康法の問いには「ゴルフを通じて歩くことで健康を保っているが年々回数も減ってきています」と言う。公職の問いには、「現在道北農業土木ブロック(協組)理事長、あさひかわ商工会監事、旭川東地区納税貯蓄組合連合会監事、旭川地区コンクリート製品(協組)副理事長、親会の旭川東法人会では重要なポストの監事、年1回のゴルフ大会の実行委員」にもなっている。

今後とも健康に留意され今後のご活躍をご祈念申し上げます。



企業概要

- 創業 昭和33年5月
- 会社設立 昭和34年4月
- 本社所在 旭川市西神楽1線14号253番地の8
- 資本金 3,500万円
- 従業員 42人



雑談・雑学の庭

なかなか難しいビールの味比べ

ビールの大瓶とビアガーデンなどで使われる大ジョッキに注がれたビール、どちらの量が多いか？答は「ぴったり同じ」らしい。でも、瓶ビールと生ビールでは味が違うといわれる。

筆者は以前、勤めていた所でビールの官能検査(艶かしい響きはあるが、残念！人間の感覚で製品の品質を判定する検査のこと)に引っ張り出されたことがある。5種類のビールを味わい、製品を選別するのである。

結果はどうか。全部、間違えてしまった。自信があっただけにショックだった。

その後、企業広報のグループによるビール会社の見学ツアーに参加した。いろいろ説明を受けたあと、案内をしてくれた人に「目隠しをして飲んで、どこの会社のビールかわかりますか？」と尋ねた。その人は、多少のサービスを込めたのか「会社からはわかるようにいわれているけど、難しいですよ」といってくれた。

ほらね？プロの人でもこうなんだって！

見学のお最後にお待ちかね、ビール飲み放題の懇親会が行われた。酒好きを自認する参加者40数人ほどが、グビグビやり始めた。

1時間後、ビール会社の広報の人がこういった「まだ、貯蔵タンク(高さ約20m)にあるビールの2ミリも減っていません」と。

酒豪たちの赤い顔が青ざめた…。

フリーランスライター 藤木 順平



公益 観音霊苑
財団法人

旭川市神居町富沢409番地の4
Tel 0166-61-1312
Fax 0166-62-8601
<http://www.kannon-reien.jp>
E-mail jiai@kannon-reien.jp

健康問題

『高齢者住宅の選び方』

株式会社 至 誠 代表取締役 高橋 一 美



1 はじめに

皆さんご周知の通り、日本は今、未だかつてない超高齢化社会に突入し、2035年には国民の3人に1人が65歳の高齢者になると予想されています。

高齢のご家族がいらっしゃる方からよく聞かれるのが「どこに相談に行ったらいいのかわからない」また、「色んなところがあってシステムがよくわからない」という言葉です。

これからの超高齢化社会に向けて誰もが避けては通れない介護。もちろん自宅で家族に介護をしてもらうのが理想ではありますが、仕事があったり、介護する人の健康問題もあったりとなかなか思い通りにはいかない事もあります。ディサービスに通ったり自宅に訪問介護に来てもらったりすることも出来ますが、夜間の介護や認知症の方の対応等は、介護をする家族にとって想像以上に過酷です。



そういった様々な事情で自宅での介護が難しくなった時に、施設と高齢者住宅のどちらを選択するかという事も大きな選択肢の一つです。どちらもメリットとデメリットがあります。私は小さな有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅、そし

て訪問介護ステーションを運営しています。介護保険導入前から海外や首都圏の老人ホームを数多く見て来ました。そのような稚拙な経験からではありますが、今回は高齢者住宅に焦点を当て、より良い終の棲家はどう選んだらいいのかをお話しさせて頂きたいと思います。

2 介護が必要になったら相談するところ

まず、旭川市内には11か所の地域包括支援センターがあります。ここは、主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師などの資格を持つ専門職員が必要な情報提供やサービス調整を行ってくれます。また、旭川市の介護保険課や高齢福祉課などの窓口で尋ねる事も出来ます。介護サービスを利用する際に必ず必要になる「要介護認定」の申請の仕方等も丁寧に教えてもらえます。病院に入院・通院している方の場合、病院によって異なりますが院内に退院相談支援室等、退院後の相談ができる窓口があります。いずれももちろん無料です。その他に民間でも介護施設の紹介を行っている所があります。こちらは無料・有料がありますので最初に確認するといいいでしょう。

3 施設と住宅の違いを知っておきましょう

老後安心して暮らす場所は大きく分けて「施設系」と「住宅系」に分類されます。

「施設系」は、介護保険3施設と呼ばれる介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設（老人保健施設）、介護療養型医療施設があります。その他、特定施設入居者生活介護の指定を受けているケアハウス（軽費老人ホーム）と養

護老人ホーム、介護付き有料老人ホーム等も施設です。地域に密着した小規模な施設等として認知症対応型共同生活介護（グループホーム）があります。施設系では生活の中で必要となる食事や入浴、排せつといった介護サービスを施設の職員が行うため、一定の料金負担で受けることができます。足腰が不自由で寝たきりになってしまい、毎日のように介護が必要になった場合でも、介護の自己負担額が定額という点は利用者にとって嬉しいポイントでしょう。ただし、ディサービスをはじめ外部の介護サービスを利用できないといった制約があります。

「住宅系」は、“住宅型”有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅が主流になり、国の位置付けは自宅と同じ「在宅」になります。介護は基本的に外部又は事業所運営の訪問介護事業所と契約を交わします。住宅ですので主体的に住むことが可能ですから、施設と比べて暮らしの自由がさがあると言えます。超高級な所から庶民的な所まで様々で、場所によっては入居金や月額利用料が高額な所もあります。

4 施設と住宅では介護の形態が違います

施設系と住宅系、意外と知られていないのが介護の形態です。

『施設系』は24時間介護サービスを施設の職員が行います。また、最低3人の要介護者に対し、1人以上の介護または看護の職員を配置することが義務付けられています。ただし、「3：1」は要介護者3名に対する常勤換算した職員の人数です。この人数で、早番・日勤・遅番・夜勤・公休とシフトを組んで援助体制をとることとなります。したがっ

て、常勤に換算すると10名の利用者に対し介護員1名程度となります。

一方『住宅系』は契約により食事が付いている所が殆どですが介護は付いていません。では介護が必要になったらどうするかというと、自宅にいますときと同様に「訪問介護事業所」と契約をして訪問介護を利用する事になります。訪問介護では利用者一人に対し介護員一人という決まりがありますので訪問中の介護は手厚くなります。一方、介護員が訪問していない時間帯には介護員の人数基準はありませんので住宅によって介護員の人数は様々です。ただ、義務ではありませんが介護員が24時間常駐して見守りをしている住宅が多いです。注意したいのは、有料老人ホームは介護付きと住宅型でこのように内容が異なりますので、ただ単に「有料老人ホーム」としか明記していない所は確認が必要です。サービス付き高齢者向け住宅でも特定施設として運営している所がありますのでこちらも確認が必要です。

5 高齢者住宅は大きく分けて二つあります

全国でも多いのが有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅です。

有料老人ホームには介護付き、住宅型、健康型の3種類がありますが、住宅に分類されるのは住宅型と健康型になります。住宅型有料老人ホームは、誰でも入居できるというわけではなく、それぞれのホームごとに入居条件を設けています。年齢は、60歳以上又は65歳以上の方を対象としている所が多いです。月額利用料の他に入居一時金が必要な所もありますが、入居時一時金が無料で

月額利用料のみといった所も増えています。

サービス付き高齢者向け住宅は生活相談員が常駐し、安否確認・生活相談サービスがついた高齢者の方向けの住宅で、一般の賃貸住宅契約となります。入居の条件は60歳以上であること。基本的には健常者の方から要介護者の方までどなたでも入居が可能です。

6 出来るだけ複数見学しましょう

高齢者住宅の運営はその事業者の考え方で大きく異なります。ご自分で入居をする場合もありますが、大切な親を託す方は殊の外慎重に入居先を決めなくてはなりません。住んでしまってから引っ越すのはかなりエネルギーが必要です。先述した相談窓口にて数件紹介していただくか、周りの人からの評判を聞くなどで、少なくとも2~5か所は見学しましょう。体調が思わしくなくてご自分で見学できない場合はご家族が先に色々見学して、良いと思った所を1~2か所に絞ってからご本人が見学して決めると良いでしょう。



7 見学の際のポイント~見学前~

見学してから料金が合わなかったのではやめたとか、車が無いのだがバス便が悪く面会が難しいのでやめ

た、等という話しが意外と多いです。せっかく気に入った住宅でも事前の調査が甘いと、見学に費やした労力が無駄になってしまいます。ですから、事前にパンフレットには必ず目を通して自分の条件に合うかどうかを確認しましょう。ホームページを持っている所もあります。いずれも、基本的な料金以外にどのような費用が掛かるのか、面会に行ける場所か、その他にも介護が重くなっても住めるのか、部屋の広さや食事の質、レクリエーションの充実、医療体制など「これだけは譲れない」という条件があれば確認しましょう。さらには運営会社が明記されているかはもちろんの事、経営理念がしっかりしているかどうかチェックポイントとしては意外と重要です。

8 見学の際のポイント~見学時~

入居してから後悔しないために、出来るだけ多くの情報を見学の時に知っておくことはとても重要です。意外と見落としがちな見学のポイントについて例を挙げたいと思います。

外構: ゴミが落ちていたりしていませんか。また、住宅専用のゴミ箱を設置しているのでしょうか。高齢者住宅のゴミにはおむつ等も入っていますから町内のゴミ収集に出すのはルール違反です。更に夏なら庭やプランターにお花を植えているなど、近隣への気遣いがある所でしたら町内との関係も良好な場合が多いです。

玄関: 入ってすぐにその雰囲気が分かる所でもあります。なんとなく暗い雰囲気だったり、埃が溜ま



北海道から世界に伝えます

日本の心・日本の味

From Hokkaido to the World : The Heart and Flavor of Japan

木綿屋男山本家

男山株式会社

北海道旭川市永山2条7丁目 TEL 0166-48-1931

<http://www.otokoyama.com/>

っていたりはしていませんか。余談ですが、屋間なのに玄関に鍵をかけるのは「拘束」になりますからしてはいけない事になっています。



職員：介護職員、調理職員、事務員まで挨拶をしてくれるかは基本的な事です。見学中にさりげなく介護員の様子を窺って下さい。入居者様への対応は優しく親切か、話し声やたまに笑い声は聞こえるでしょうか。和やかで楽しい雰囲気は一朝一夕に作れるものではありません。車椅子に乗っている方を無言で介助するのではなく「動きますよ」とか声掛けをするなどは最低限の気遣いです。相手の立場に立って動作ができる人である事が介護員として大切で、そういった所に運営会社の方針が反映されます。反対にスタッフが少なく笑顔もなく走り回っているのは職員不足が考えられます。職員と入居者様の人数、夜勤帯の職員の人数も確認してください。（介護職員の常駐は高齢者住宅では義務付けられていませんが、常駐している住宅の方が安心であると言えます。）

ホール・食堂：まずは清潔で掃除が行き届いているかをチェックしましょう。意外と壁と床のとり合いの部分に埃が溜まっていたりします。整

理整頓されているか、貼り物は曲がったり破れていないか、カレンダーも前の月のままではないでしょうか。嫌な臭いはしませんか。臭いはゴミ箱での処理が悪いかおむつが汚れたままになっている等が考えられます。関係ないように見えて実は介護の良し悪しに密接に関わっています。ホールは時間帯によって雰囲気が変わる場所です。食事時に見学に行くと食事の内容も観る事が出来て一石二鳥ですね。中々何度も見学に行く事は出来ませんが曜日や時間を変えて見学に行くことで、入居者様が自由に住宅内で過ごしているか、お部屋に閉じこもったままではないか、面会者は多いかという事が見えたりします。

入居者様：認知症の方や高齢で体が不自由な方の中には、中々感情を表情に表すことが出来にくい方もいらっしゃいます。それでも職員との関わりを見ていたら嫌そうにしているのか信頼しているのかとか、表情が穏やかだとか楽しそうだとか硬いとかなんとなく分かります。住宅の職員に許可を得て直接話しかけてみてもいいと思います。

その他：居室の広さや清潔度、トイレ・お風呂の掃除が行き届いているかも見ましょう。

部屋に緊急通報装置があるのか、介護員の研修はやっているか、無資格者はいないか、行事やイベントの有無、通院時の料金や緊急時の対応についても聞いておくといいでしょう。

外出や外泊の自由度も要チェックです。高齢者住宅に住んだとしても

出来るだけ元気で長生きしたいものです。中には介護予防や認知症予防の取り組みをしている住宅もありますので確認しましょう。さらに、訪問介護を同じ事業所で運営している場合には、利用者一人に対し介護員一人の対応がきちんと出来ているという説明があるところの方が信頼できます。

9 最後に

高齢者住宅に住むことになったからと言って、今までの暮らしが全く出来なくなるという事でもありませんし、もちろん人生終わったと考える事もあります。ですから介護が必要になって自宅で住めなくなった時でも、諦めずに自分が自分らしくいられるための居場所を探ることが大切です。こちらに挙げたポイントが出来ていないからと言ってすぐに悪い住宅という事ではありません。自分に合った高齢者住宅はどのような所なのかを見極めるための参考にさせていただいたら幸いです。様々な事情で自宅に住んでいられなくなった時に、大切な家族、又は自分が、安心して終の棲家として住む事になる場所です。後悔しないように元気なうちから意識しておく、いざという時に慌てないですみます。皆様が高齢になられた後もお元気で心豊かに過ごせますよう心よりお祈りいたします。



北海道知事免許 上川(15)第93号

北海道富士興業(株)

本社／旭川市3条通19丁目右1号

Tel (0166) 31-6111 Fax 31-6164

経営者のための 法律相談

Q & A



旭川総合法律事務所弁護士 皆川 岳大

Profile

永山南中学校、旭川東高校、北海道大学法学部卒業。地元企業の顧問弁護士業務と医療機関の経営コンサルタント業務のほか、借金問題等の消費者問題にも取り組んでいる。好きなアーティストは長渕剛、吉川晃司。趣味は、居酒屋めぐりとワイン。

配偶者の不貞行為による離婚と慰謝料請求について

Q

私は、旭川市内に住んでいる65歳の経営者です。実は、昨年、還暦を迎えた妻が、隣の家に住んでいる61歳の男性と不倫関係にあることが判明したのです。当初は、妻とその男性が別れてくれるのであれば夫婦関係を続けたいと思っていました。しかしながら、妻とその男性の関係は、その後も続いています。

そこで、妻と離婚して、新たな人生を送りたいと考えるようになりました。このような場合に離婚するにはどのような方法があるのでしょうか。

また、隣人男性は、退職したばかりで、退職金をはじめ相当な金額の財産を持っていることから、この男性に対しても慰謝料を請求したいと考えています。（旭川市 Bさん 65歳経営者）

A

今回は、配偶者の不貞行為（浮気）を理由とした離婚についてのご相談です。近時、あらゆる年代において離婚の件数が増加していますが、今回のご相談のような配偶者の不貞行為を理由とする離婚は、その中でも多数を占めているのが現状です。

まずは、離婚するための手続について確認しておきましょう。離婚の手続（方法）には、主に①協議離婚②調停離婚③裁判離婚の3通りの方法があります（なお、家庭裁判所の権限で離婚を成立させる審判離婚という手続もありますが実際には、ほとんど利用されていません）。

そこで、日本国内で離婚する夫婦の場合、これらの3つのうちのいずれかの手続で離婚をすることになります。

①協議離婚

協議離婚は、夫婦間の話し合いで離婚を決定し、離婚届にお互いが署名押印して役所の戸籍係に提出して成立します。離婚全体の約90%はこの協議離婚が占めています。

夫婦間の話し合いによって離婚の合意ができない場合は、②調停離婚③裁判離婚のいずれかの方法で離婚することになります。なお、いきなり離婚の裁判を提起することはできず、まずは調停をする必要があります（調停前置主義）。

②調停離婚

調停離婚は、夫婦の一方が家庭裁判所に離婚調停の申し立てを行い、調停委員の立会いの下、話し合いをし、お互いが納得した場合に離婚が成立します。

しかしながら、何回調停を行っても合意に至らない場合は調停が不成立になってしまいます。調停離婚は、離婚全体の約9%程度です。

③裁判離婚

裁判離婚は、調停でも離婚が成立しなかった場合の最後の手段です。この場合、一方が離婚に同意しなくても、法律に定められた離婚原因がある場合には、離婚を認める判決が下されます。

そして、法律に定められた離婚原因の典型例として、配偶者の一方の浮気（不貞行為）があります。

したがって、相談者Bさんの場合、夫婦間の話し合いや離婚調停によっても、離婚の合意に至らなかった場合においても、裁判によって離婚できる可能性が高いといえます（もっとも、裁判においては、不貞行為の存在を証明しなければなりません）。

さて、次に、配偶者と不貞行為をした相手方に対して慰謝料を請求することはできるのでしょうか。

わが国においては、配偶者の不貞行為を根拠としてその相手方に対して、他方配偶者が不法行為（民法709条）に基づく慰謝料請求をすることができるというのが、一貫した判例となっています（最高裁昭和54年3月30日判決参照）。

もっとも、実際に裁判で認められる慰謝料の金額は、一般の方が思っているよりも低く、50万円から150万円くらいの間の場合が多くなっています。

本件の場合、Bさんは、隣人男性に対して慰謝料請求をすることが可能であるといえます。

わが国の婚姻制度が一夫一婦制をとり、不貞行為が離婚原因とされていることに照らしても、不貞行為は断じて許されるべきものではありません。Bさんが、妻と離婚するのであれば不貞行為の相手方である隣人男性に対しても慰謝料の請求を検討してみるのが良いでしょう。

平成28年度
税制改正

法人課税



成長志向の法人税改革

「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」という考え方の下、平成27年度に着手した改革を更に推進し、法人課税をより広く負担を分かち合う構造へと改革します。

参考▶ 改革初年度(平成27年度改正)における対応

- | | |
|---------------|---|
| (1) 税率の引下げ | 国・地方の法人実効税率 34.62% → 32.11% |
| (2) 課税ベースの拡大等 | ① 欠損金繰越控除の見直し
② 受取配当等益金不算入の見直し
③ 法人事業税(地方税)の外形標準課税の拡大
④ 租税特別措置の見直し(研究開発税制の見直しなど) |

(1) 税率の引下げ

法人税率を、平成28年度には**23.4%**に、平成30年度には**23.2%**に引き下げます。

※それぞれ、4月1日以後に開始する事業年度において適用されます。

参考▶ 国・地方の法人実効税率

目標としていた「法人実効税率20%台」を、改革2年目に実現します。

	従前	平成27年度 (改革初年度)	平成28年度 平成29年度 平成28年度改正(改革2年目)	平成30年度
法人税率	25.5%	23.9%	23.4%	23.2%
法人事業税所得割(※)	7.2%	6.0%	3.6%	3.6%
国・地方の法人実効税率	34.62%	32.11%	29.97%	29.74%

(※) 大法人の場合。平成28年度までは地方法人特別税を含みます。

(2) 課税ベースの拡大等

① 租税特別措置の見直し

- 生産性向上設備投資促進税制について、期限どおり、平成28年度に縮減、平成29年度に廃止します。

	～平成27年度	平成28年度	平成29年度
機械装置など	即時償却 or 5%税額控除	50%特別償却 or 4%税額控除	廃止
建物、構築物	即時償却 or 3%税額控除	25%特別償却 or 2%税額控除	廃止

※それぞれ、4月1日以後に取得等をする資産について適用されます。

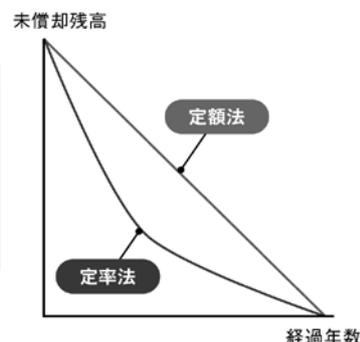
- その他、環境関連投資促進税制や雇用促進税制などの見直しを行います。

②減価償却の見直し

建物と一体的に整備される「建物附属設備」や、建物と同様に長期安定的に使用される「構築物」の償却方法について、定額法に一本化します。

	改正前	改正後
建物	定額法	定額法
建物附属設備、構築物	定額法 or 定率法	定額法
機械装置、器具備品等	定額法 or 定率法	定額法 or 定率法

※平成28年4月1日以後に取得等をする資産について適用されます。



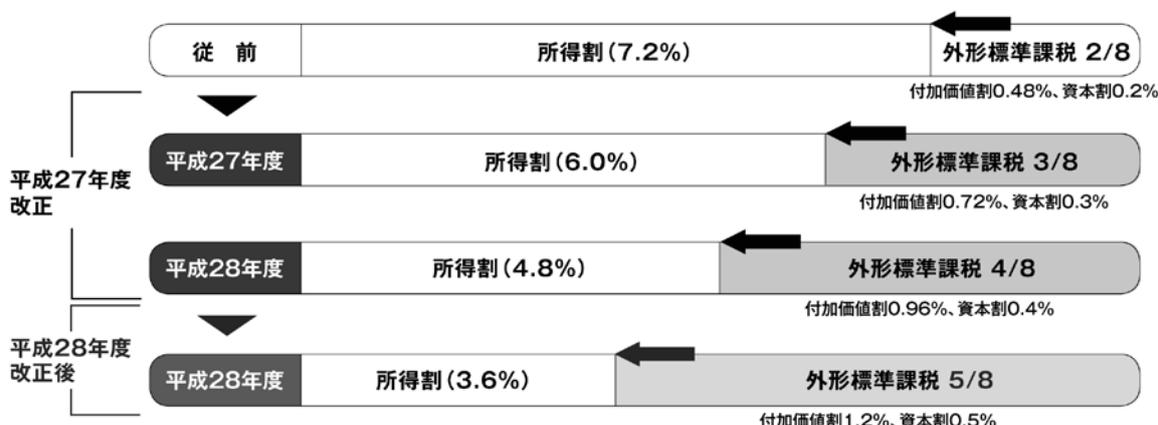
③欠損金繰越控除の更なる見直し

改革を加速しつつ、企業経営への影響を平準化するための見直しを行います。

	従前	平成27年度改正	平成28年度改正後
控除限度 (大法人)	所得の80%	平成27年度 → 所得の65% 平成28年度 → 所得の65% 平成29年度以後 → 所得の50%	〔平成27年度 → 所得の65%〕 平成28年度 → 所得の60% 平成29年度 → 所得の55% 平成30年度以後 → 所得の50% ※それぞれ、4月1日以後に開始する事業年度において適用されます。
繰越期間	9年	平成29年度以後の欠損金 → 10年	平成30年度以後の欠損金 → 10年 ※平成30年4月1日以後に開始する事業年度において生じた欠損金について適用されます。

参考▶ 法人事業税(地方税)の外形標準課税の更なる拡大

●改革を加速し、大法人について、外形標準課税を更に拡大します。



※所得割の税率には、地方法人特別税の税率を含みます。
※平成28年4月1日以後に開始する事業年度において適用します。

●一定規模以下の法人に負担増が生ずる場合には、その一部を軽減します。(平成28～30年度)

ネットが便利 申告・納税 e-Tax

添付書類の提出が便利になりました。



イメージデータで送信

e-Tax で申告書及び申請・届出書データ（以下「申告書等データ」といいます。）を送信する際に、別途、郵送などで書面により提出する必要があった添付書類について、イメージデータにより送信することができるようになりました。

イメージデータで送信可能な添付書類は、出資関係図や取用証明書などです。イメージデータで送信可能な具体的な添付書類名や留意事項などの詳細については、e-Tax ホームページ「添付書類のイメージデータによる提出について」(www.e-tax.nta.go.jp/imagedata/imagedata1.htm)でご確認ください。

1 PDF形式のイメージデータを作成

- 添付書類（書面）のスキナーによる読み込みやパソコンで作成した添付書類（文書データなど）のファイル形式の変換などにより、PDF形式のイメージデータを作成します。
- イメージデータ作成時の留意点
 - ・ 目視により内容の確認ができること
 - ・ パスワードを設定していないこと
 - ・ 白黒で解像度は 200dpi 以下を推奨

2 作成したイメージデータを送信

- 作成したイメージデータの送信方式は、申告書等データと同時に送信する「同時送信方式」及び申告書等データ送信後に別途、受信通知から追加で送信する「追加送信方式」があります。
- 利用している税務・会計ソフトでイメージデータを送信できない場合は、申告書等データを e-Tax に送信後、その受信通知から「e-Tax ソフト（WEB 版又は PC 版）」でイメージデータを追加送信することができます。

..... 留意事項

- 申告書、申請・届出書やイメージデータによる送信の対象とならない書類をイメージデータで送信された場合、法令上、その送信は効力を有しないこととなります。この場合、改めて、電子データ（XBRL 形式又は XML 形式）の送信又は書面による提出が必要であり、再送信又は書面提出の日が文書收受日となります。
- 法令の規定により原本の提出が必要とされている第三者作成の添付書類（取用証明書、登記事項証明書など）は、法定申告期限又は提出した日から原則 5 年間保存しておく必要があります。
- 税務署で、送信されたイメージデータの内容が確認できない場合には、イメージデータの再送信又は書面による提出が必要となります。





財務諸表及び勘定科目内訳明細書データを e-Tax 送信

税務・会計ソフトで作成した法人税申告の財務諸表及び勘定科目内訳明細書データ（以下「財務諸表等データ」といいます。）が、e-Tax で受付可能なデータ形式（XBRL 形式又は XML 形式）で作成されていない場合、別途、郵送などで書面による提出が必要でしたが、国税庁が定めたファイル形式（CSV 形式）のデータであれば、e-Tax で受付可能なデータ形式に変換し、e-Tax に送信することができるようになりました。

1 財務諸表等データの CSV ファイルを作成

- 国税庁が定めたファイル形式（CSV 形式）でデータが作成できる税務・会計ソフトを使用して、財務諸表等データを作成します。

2 CSV ファイルを組み込み、データ変換し、送信

- ①で作成した CSV ファイルを e-Tax で受付可能なデータ形式に変換できる税務・会計ソフトに組み込み、データ形式を変換の上、e-Tax に送信します。
- 利用している税務・会計ソフトが e-Tax で受付可能なデータ形式に変換する機能を有していない場合は、「e-Tax ソフト（PC 版）」に組み込み、データ形式を変換の上、e-Tax に送信することができます。

留意事項

- 財務諸表については、データ変換時に、勘定科目名称が変更される場合があります。
例：「現金・預金」→「現金及び預金」
- 作成した CSV ファイルを税務・会計ソフト又は「e-Tax ソフト（PC 版）」に組み込む場合、データ容量に制限（10MB）があります。

e-Tax の利用可能時間

▶ 月曜日～金曜日 8時30分～24時(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)

※利用可能時間は、メンテナンス作業などにより変更する場合や、時期により延長する場合があります。e-Tax のご利用に当たっては、最新の情報を e-Tax ホームページでご確認ください。

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

e-Tax の利用開始の手続、「e-Tax ソフト」及びそのパソコン操作に関するお問合せに電話で対応する専用窓口です。パソコンなどを起動してお問合せになる画面を表示させてからお電話ください。

なお、申告書などの作成、記載内容などのご相談は、最寄りの税務署へお問合せください。

ナビダイヤル(全国一律市内通話料金) **0570-01-5901**

▶ 月曜日～金曜日 9時～17時(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)

※税務・会計ソフトに関するご質問については、各税務・会計ソフト販売会社へお問合せください。

※受付時間は、時期により延長する場合があります。お問合せに当たっては、最新の情報を e-Tax ホームページでご確認ください。

● 詳しくは、e-Tax ホームページをご覧ください。

利用開始の手続、e-Tax の推奨環境、「e-Tax ソフト」の操作方法及びよくある質問 (Q&A) など、e-Tax に関する最新の情報をお知らせしています。

www.e-tax.nta.go.jp

検索

検索

リサイクル適性 (A)
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

平成 28 年 4 月

会社は「社会」の一部でありませんが、会社には一般社会の常識では割り切れないことがたくさんあります。会社には、会社の「常識」があるのです。

もちろん、会社の常識よりも国の法律に基づく社会常識が優先しますが、だからと言って、社員が会社の中で社会の常識だけで判断し、行動すればその社員は落第社員になります。

このことを理解すれば、社員の会社観、仕事観は変わります。

仕事ができる優秀な社員とは、社会常識よりもはるかに厳しい会社の常識をわかきまえて行動できる人であるのです。

具体的に、どういう社員が会社にとって優秀な社員か、「7つの常識」を下記に列挙します。

常識1 会社は家庭や学校の延長ではない

親も学校の先生も、子供を大切に過保護に育てる。やさしく甘く育てる。礼儀作法の躰もしません。

すべての社員に告ぐ

会社は家庭や学校の延長ではない!!

これが会社の常識だ

会社の7つの常識



エル教育企画 飯島宗広

お互いに、一個の人間、平等だから同じ位置に立って、お互いに尊重し合おうという民主主義の実践でしょう。教育の主眼が人権の擁護になっていきます。

親も学校もマスコミも、教育の主眼が「強い正常な人格の形成」であることを忘れてしまっています。

家庭で礼儀作法や長幼の序を、躰けられていません。学校で師弟関係も、厳格な規律もない中で育つてきました。

暗記やクイズを解く力は伸びたが、社会の基本、例えば名前を呼ばれたら明るく元気に「ハイッ」と返事をするといった、基本的な事を何一つ身に付けなかった。

家庭や学校の延長で、会社に就職したのです。それまで身に付けた考えや常識は会社では通用しないどころか、有害なものばかりなのです。

このように育てられた子供は、親や先生を恐れないし、敬わない。親も先生も、子供の横に降りてきて対等に話をします。

のです。

「会社の常識」を吸収することが急務なのです。

常識2 会社は『共同体』であることを忘れるな

入社時、書類で労働契約を結んで、社員になります。

お互いに、契約したことを実行すれば必要十分です。

そこで、こんな社員が登場します。

朝、始業時間ぎりぎりまで出社し、時間が来れば仕事を放り出して帰る。忙しくても残業はしない。雑用はしない。仲間が忙しくても手伝わない。社員旅行や行事には参加しない。

会社は会社、自分は自分と割り切っている。契約主義の社員である。会社と社員は契約だけで結ばれているわけではありません。日本の企業では、それでは勤まりません。

山本七平氏が、「企業は共同体である。機能だけを追求していけば、組織は崩壊する」と言っています。

組織の機能面、目的やルール、マニュアルや規則、

役割といったものだけを強調しすぎると、意欲を失い行動しなくなります。

共同体の面、つまり運命を共にする人間のつながり、同志的結合、仲間意識というものが大切であるということです。

会社という場に集まった人が、共に喜び、共に悩み、人生の幸福を分かち合うことを求めています。

「会社は血の通った人間が心を寄せ合う共同体」なのです。契約主義社員よ、目を覚ませ。

常識3 会社は弱者の存在を許さない

会社は、社員を大事にします。現在は、どの会社も人間尊重、人間中心の経営です。

ところが、会社があまりにも温かく優しくしてくるので、社員も世間も誤解するようになりました。会社は、どんな社員も優遇すると思っただけです。

会社は、意欲の無い人、本気でやらない人を冷遇します。困難から逃げる人を

冷遇します。会社に、忠誠心の無い人、自分勝手な人を冷遇します。

そういう弱い人は、会社をダメにさせるのです。

会社は、これからも「社員の幸福な人生を実現する」努力をしていきます。

但し、この「社員の幸福」は、「弱者保護」や「弱者優遇」という意味ではありません。

「会社のために、頑張っているいい仕事をしてくれた人には、十分に報いる」という意味なのです。

会社が落第社員を優遇することは、決してありません。あなたは強い社員だろうか。

常識4 会社は規則違反者を処罰する

茶髪の社員を何度か注意しても直さないの、処罰したら弁護士から会社に処分の取り消しを求められたそうです。

社会の常識は「個人の自由」が優先されますが、会社では優先されません。会社には会社の常識があるの

です。

会社が注意し、改めなければ、規則違反で処罰するのは当然なのです。

規則を守らない者を見逃せば、組織はやがて崩壊してしまいます。それは、会社にとっても社員にとっても、最大の不幸であるのです。

規則だけではありません。特に守らなければいけないのは「時間」です。

時間管理ができない人は、規則はもちろん、すべての行動面でだらしが無いのです。

会社の品格を落とすのも、こういう社員なのです。あなたは規則や時間を守っていますか。

常識5 会社は『平等』ではない

「平等」は、社会の常識であるかもしれませんが。平等とは、差を付けないことです。社会では、「差別は悪」が風潮になっています。その影響を受けて学校では、生徒の評価を全員オー

順位を付けなかったりする先生が出てきました。

本人の努力や考えではどうにもならない状況に対して、差別をしてはならないということ

です。人種や性別、障がいなどが、それに値するでしょう。

平等は、国民や市民という枠で適用されるものです。しかし、会社は目的を持った組織です。

会社は、「能力主義」「賞必罰」であるのです。努力を怠るもの、成果をあげない者は差をつけるのです。そういう意味では、平等ではありません。

努力をしている者としていない者が平等であつたら、努力をしている者がやる気を失い、会社は無能な人間の集団になります。

会社は、平等ではなく「公平」が適用されるのです。「公平」に評価するので

す。優劣の差、高低の差、有能無能の差、この差がはっきりしている会社ほど、優れた会社なのです。あなたの平等主義は捨て

なさい。

常識6 会社は仲良しクラブではない

アットホームな雰囲気は悪くはありませんが、会社は「秩序」を保つために、厳格なルールや規律があります。

目的を持った組織集団なのです。これを崩すことは許されません。

組織とは、規律や統制の中でチームとして存在しています。

チームには、リーダー(上司)の存在は欠かせません。上司は部下に指示命令し、部下は実践報告することが義務なのです。

会社は、厳格な「上下関係」で成り立っているのです。この上下関係を崩すような言動や考えは、組織を崩壊させます。上下のケジメが必要なのです。

言葉遣いや身だしなみ、姿勢・態度といったマナーは当然ですし、目的遂行のためのスキルの啓発も義務なのです。メンバーをお互いが尊敬

し合い、高め合い、助け合い、協力し合って全体最適を考えることが大事なのです。会社は堅苦しくて当たり前なのです。

常識7 会社は『朝令暮改』が当たり前

企業は、「環境適応業」です。世の中の環境や変化に如何に対応していくかというところが、会社の存在価値なのです。強い会社ほど、変化も激しいのです。

昨日の方針が本日変わることは、当然なのです。一刻一刻と株価や為替レートは変動し、様々な自然現象や社会現象も留まることがありません。

お客様や取引先、関係者も日々変わるので。事故やクレームもあるかもしれません。どんな変化にも対応していかなければなりません。

「常に最悪を想定し、悲観的に準備し、樂觀的に行動する」という言葉がありますが、常に「予めの法則」を以って行動していくことが求められます。

「期待されている」と感じさせる

部下への相談の持ちかけ方

(有)島田教育総合研究所 所長 島田義也



部下を育てることは、管理者の大きな任務の一つです。

多くの管理者の皆さんは、部下育成に日々心を砕いていることと思います。

企業における人材育成の方法は、大きく分けて3種類あります。

1つは「集合教育」、つまり研修会や勉強会に参加させることです。仕事を離れての教育訓練という意味で *off the job training*、略して *OFF・J・T* と呼ばれます。

もう一つは、「職場内教育」、つまり仕事をやりながら指導していくことです。

仕事をしながらですから、*OFF* に対して *on the job training*、略して *O・J・T* と呼ばれます。

もう一つは「自己啓発」、つまり自ら勉強することであり、会社側から見れば、自己啓発を支援するという意味で「自己啓発援助制度」と呼ばれます。

人材育成活動全体を *100%* とすると、この中で *O・J・T* の占める割合が少なく見積もっても *90%* 以上あると言われています。

部下育成は会社の教育担当部門の仕事ではなく、「上司」の仕事なのです。ところで、*O・J・T* の中身ですが、これは現場に机を出して座学を行うことではありません。

O・J・T とは、「部下に仕事をさせること」そのものを言います。

日々の仕事と向き合う中で問題に直面し、苦勞して壁を乗り越え、工夫改善して成果を出し、喜びを感じてやる気になる過程の繰り返し

① 部下に相談を持ちかけることの意義・目的

「相談を持ちかける」というと、「部下から上司へ」というイメージがありますが、実際の仕事においては、上司から部下に相談を持ちかけることは、珍しいことではありません。

うまく相談を持ちかけると、部下は「頼りにされている」と思い、やる気になつて仕事に取り組んでくれるものです。

返しこそが、*O・J・T* なのです。

従つて、管理者は業務の遂行だけに心を奪われず、部下の目標を明確にし、能力に応じて正しく仕事を与え、その中で必要な *アドバイス* をし、質問に答え、ほめ、叱り、はじめて取り組むことや仕事のツボ・勘所を教え、評価するといった日常の指導を行つていかなければなりません。

今回は、その中の「部下に相談を持ちかける」というテーマについて取り上げます。

ます。

相談を持ちかけることによって、自分で考えて結論を出す人へと育っていくのです。

② 部下がやる気になる

上司が部下にものを尋ねることで、部下は「信頼されている」と感じるようになり、「この人のために一生懸命努力しよう」と思うようになります。

また、「この上司は自分の考えをよく聴いてくれる」と感じるようになり、やる気が高まります。

③ 情報が集まる

仕事のことを一番良く知っているのは、その仕事を実行している本人です。

その本人の考えを聞くことで、上司の知らなかった情報が多く集まることにもなります。

② 一般的な「相談」の注意点

「部下に相談を持ちかける時の注意点」の前に、まず一般的な相談の注意点を述べます。

① 相談するタイミングを考慮する

「相談を受ける人」にも都合があります。相手の都合も考えず、自分が相談したい時に直ちに相談を持ちかけるのは、マナー違反です。せめて、はじめに「○

○の件で相談があるのですが、よろしいでしょうか？」と声掛けすべきです。

②相談事項を予め整理しておく

相談者が、何が言いたいかわからないと、相談を受ける人はイライラします。判断を仰ぐのか、知恵を借りるのか、自分の意見を通して欲しいとお願いするか、頭の中を整理してから相談すべきです。

③最悪の事態に陥る前に、早目に、こまめに相談する

どうにもならない状態に陥ってから、はじめて相談を持ちかけられても相談を受ける人としては、どうしてもあげることが出来ません。報告・連絡・相談すべてに共通することですが、「早めに」「こまめに」が大原則です。

④すべてを相手に考えさせるのではなく、自分なりの解決策をまとめておく

「○○の調子がおかしいのですが、どうすれば良いでしょうか」という表現だと、相談を受ける人が全部

解決策を考えなければならず、負担が大きくなります。「相談を受ける人」の負担を少しでも軽減しようと考えるのが、「相談する人」のマナーです。「○○の調子がおかしいのです。私はこうしようと思うのですが、それでよろしいですか」と聞くべきでしょう。

以上は、一般的な「相談の注意点」です。

③部下に相談を持ちかける時の注意点

①相談を持ちかけるタイミングを配慮する

部下があまりにもバタバタしている時は避けましょう。指導といえども、マネーは守るべきです。

②部下の意見は「傾聴」する

せっかく部下が自分の考えを話してくれているのに、上司がきちんと聴いてくれなかつたら、話す気が失せます。上司は、「聞く（自然にきこえてくる。聞きたいことだけを聞く）」ではなく、「聴く（耳を傾けて一所懸命にきく）」をしなければ

上司が部下に相談を持ちかける時も、これらの注意点は守るべきです。ただし、④については部下にも自由に考えてもらうという意味で、上司はすぐに解決策を述べない方が良いでしょう。（はじめから「私はこうしたいと思って

いるんだが、君どう思う？」と訊くと、部下は自由な考えを述べにくくなります。

③良い意見が出てきたらほめる

「さすがだね。私にはとても思いつかなかつたよ」「22才で、そこまで考えている人はいないよ。大したものだね」等、ほめられれば悪い気はしません。逆に、「君に聞いたのが間違いだつたよ」等、否定ばかりされたら「ご自分でお考えになったらいかがですか」と言いたくなってしまう。

④部下から出てきた意見は尊重し、支障がない限り受け入れる。

いくらほめられても、結局は採用されないのでは、だんだん部下の意欲も低下していきます。部下に相談を持ちかけるという事は、上司側から質問して、提案を求めるという行為なので、支障がない限り、受け入れてあげることが大切です。

「なるほど。直ちにA社に出向き、社長に直接提案した方が良いということか。良い考えだ。ただ、担当のBさんは何と云うかな？」

⑤良くない意見が出てきた時はアドバイスして再考を求め

上司が相談を持ちかけて、部下が自分の意見を述べた時、当たり前のことですが、すべてが素晴らしい意見とは限りません。そんな時、頭から否定してばかりいたら、部下としては相談を受けることを苦痛に感じるようになります。こんな時こそ、上司の腕の見せ所で「コーチング」を行うべきです。「コーチング」とは、簡単に言えば、個人面接の一つで、部下に質問して語ってもらい、出てきた意見を引用しながら確認し、部下の考えを整理してあげる手法のことです。

「Bさんを説得出来なかった場合の次の策は何か考えているかい？」というように、上司の考えを押しつけるのではなく、部下から意見を引き出していくのです。どうしても却下しなければならぬことになった場合も、頭から否定せず、理由を述べて丁寧に説明してあげることが大切です。

⑥「わかりません」という部下でも、「あいつに聞いてもムダだ」と決めない

人は日々成長します。今回はわからなくても、次回はわかるようになるかも知れませんし、相談されたことが、その人の得意分野である場合もあります。あくまでも「期待されている」と感じてもらうために、相談するのですから、「あいつに聞いてもムダだと、決めつけないことが大切です。」

日本語の「力」

(株)アルティスタ人材開発研究所代表 玄間 千映子

玄間 千映子 (げんま・ちえこ)

㈱アルティスタ人材開発研究所代表。國學院大学卒。米インマヌエル大学大学院卒後、米スタンフォード大学ビジネススクール修了。
財団法人日本船舶振興会(現日本財団)役員、国会議員各秘書を経て1994年に前身の(有)アルティスタを設立し代表に。2006年現社名に改組。日本大学大学院非常勤講師、(財)港湾空間高度化環境研究センター監事などを兼任。著書に「ジョブ・ディスクリプション一問一答」「リストラ無用の会社革命」など。

日本の働きの特徴は「ものづくりは、人づくり」とする風であるとか、“今治タオル”や“おもてなし”のように“もの”を超えて一見の客を顧客に変える技術力と品質管理等々だ。いずれも海外の様子とは、右と左。それがどこから起きるのか。それは、日本語の文字種と読みが引き起こす複雑さからだと考えられる。

日本語には漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベットという文字種に加えて、漢字には音訓併せて2つか3つの使い方がある。音訓の使い分けもするものだから、母国語が日本語であれば、生まれながらに4つの文字種+音訓3つの7つの疎通手段を使いこなす宿命を背負っていることになりそうだ。

その日本語は、同音異義語も山ほど抱えている。なじみのあるところでは「橋、箸、端」。パソコン入力時の変換作業に辟易した経験は誰しもあると思うが、この変換作業、適切な言葉を選ぶには前の文脈をしっかり捉え、後の文脈を推測できないとうまくいかない。「端」のところを「橋」と取り違えてしまうと、後の話が続かない。的確な変換作業にはそれだけ言葉の蓄えも必要だ。それについても1つ文字種の印欧語(英仏伊等)では5千語ほどで済むところ、日本語は約4倍半の2万3千語必要だという。言葉は識別の必要性から生まれているので、日本語では会話に4倍半の識別力を活用している、となりそうだ。

識別と観察は裏表だから、これは「観察力が高い」ともいえそうだ。この観察力の高さが品質管理に効いているのは勿論だが、識別や観察を行う時に

は必ず何か基点となるものが必要だ。そこで日本語では話を聞くとき、「イメージを描く」ということをする。相手は何を伝えたいのか。そのイメージが素早く作れると、話が早い。俗に「ツー・カーの間柄」といわれるのは、このイメージが共有できると生まれる現象。「イメージ」を、ズレなく容易に描くには、相手の心からこちらを眺めることにつきる。これを体得すると、素早く相手に寄り添う疎通スタイルが身につく、“おもてなし”も歓待を超えた質の高い充足感の提供で、客を顧客に変えるのである。

昨今、復活の兆しもあるが社内運動会や社歌、社訓唱和の朝礼/体操等の組織単位の集団活動は、組織としてのイメージ共有を活性化し、活動の効率を上げることに効果的な管理手法だというのが私の見方だが、1つの文字種で考える欧米では理解できずに、個性を無視した集団活動と映ったのも分かるような気がする。日本語は、1つ文字種の人々にはなじみの薄い、心理と認知の仕組みで成り立っているのだ。

2013年OECDが参加国・地域を対象に行った、通称“大入学力”というテストがある。テストの結果、国語と数学では日本は断トツトップ。この結果に米英仏は自国の学習指導要領を見直したという。この調査は学歴の高低とは関係なく行われたというから、被験者の共通項は「日本語」となりそうだ。

国際公用語として英語も重要。しかし、日本語にも見捨てておけない「力」がある。

事故車・故障車の救出作業の御用命は…

24時間営業

 **栄レッカー** TEL(0166)47-6412

営業種目

一般区域貨物自動車運送事業・建設機械資材運送・引越・除雪・事故車故障車の救出作業

三栄運輸株式会社 〒079-8452 旭川市永山北2条11丁目36番地5
TEL(0166)47-6245番 FAX(0166)47-6092番

言葉から生まれる「良好な人間関係」

産業カウンセラー 柏木 勇一

柏木勇一（かしわぎ・ゆういち）

1941年生まれ。大学卒業後、新聞社勤務を経て、現在EAP企業でカウンセラーとして活動。産業カウンセラー、日本産業カウンセラー協会認定キャリア・コンサルタント、家族相談士、交流分析士。

厳しい先輩にも優しい一面が隠されていた

30代になったMさんは、自動車部品メーカーの生産管理部門に配属されて4年。仕事にも慣れて同僚や上司の信望も厚く、将来も嘱望されていた。ただ、できる人間にありがちな傲慢さが無いわけではなかった。

半年前、20代後半のAさんが生産現場から異動してきた。現場よりも幅広い視野が求められる。そこはAさんもまだ苦手な部分だった。しかしMさんは、早く成長してほしいという思いから「何も知らないのか」「それじゃ使い物にならないぞ」と厳しい言葉を投げた。Aさんは、ここが頑張りどころと対応したが、なかなかMさんの期待に応えられず、むしろMさんへの嫌悪感が強くなっていった。

そんなMさんだったが、休憩時間にたまたま姿がなかったAさんについて、「あいつは覚えは遅いが熱心な奴だ。時間はかかるかもしれないが戦力になる」と語った。何気なく語られた言葉だったが、それを耳にした仲間は、Mさんにも本当は心優しい部分があるなと思い、Aさんにも伝わった。それを聞いたAさんもまんざらではなかった。そして職場で顔を合わせた時、いつもミケンにしわを寄せていたAさんの表情やまなざしも、やわらかく変わっていった。

本人のいないところでの褒め言葉で嫌悪感が消えた

ひょっとしたら関係が悪化したかもしれないMさんとAさんだったが、「本人のいないところで褒める」ということが親密になるきっかけを作った。ここには現代の心理学が認める技法が隠れている。「人は相手が嫌いだから嫌悪の言葉を語るのではない。嫌悪の言葉を語るから相手を嫌いになる」という考え方である。裏返せば、この事例のように「好感の言葉で語る

から相手との仲間意識が生まれる」ということ。

もちろん、Mさんがこの技法を知っていたわけではない。職場の仲間も同様だろう。実は、この本人のいないところで褒めることを続けていくと、いつの間にか本人の心の中から嫌な気分が消えていく、心が洗われるという状態になる。指導の時の厳しい言葉だけでは嫌悪感を生んでしまうが、この技法を使うと好感という関係になる。

先輩を指導する際の注意点を相談してきたMさんだったが、このような職場でのエピソードを聞き出して、Mさんの良さを指摘した。今のままでいいよ、と肩を押した。その上で、褒め言葉や好感を感じているという言葉伝えることができなくても、心の中で唱えることを日常化することでもいい、とヒントを伝えた。

言葉以外のメッセージも大事に

職場ではどうしても好きになれない人はいる。それでも、その人の姿を思い浮かべ、長所を見つけて、「あの人のこんなところは良いな」と唱えることはできるはず。発せられた言葉だけではなく、心の中で語る言葉にも、人間関係を悪化させない力があることをぜひ知ってほしい。私たちが毎日交わっている言葉も使い方ひとつで気分も雰囲気も変わる。言葉の魅力であり魔力とも言えよう。だれでもいますぐ実践できるはずだ。

もうひとつ真面目なMさんに、ぜひ身につけてほしいポイントを伝えた。それは言葉だけではない表情や仕草の大切さ。例えばAさんの熱心さを言葉では語れなくても、うなずきや態度、雰囲気でも伝わることもアドバイスした。良好なコミュニケーションのひとつの法則として理解している人が多いと思う。

世界のおいしさ、いきいきと。

KYOKUICHI

旭

株式会社 キョクイチ

旭川市流通団地1条2丁目 TEL(代表)0166-48-3141

新入会員です ヨロシク!

この度、当会に入会いただきました新会員の方々をご紹介します。(H28.3.5~H28.10.7)

● 親 会

アフラック代理店 高平賢一 (保険媒介代理業) 新旭川地区
〒070-0027 旭川市東7条9丁目1-1 TEL 26-2223
代表者 高平 賢一 FAX 26-2223

(株)なぎさ (飲食業) 愛別支部
〒078-1412 上川郡愛別町字厚生259番地 TEL 01658-6-5398
代表者 矢部 福二郎 FAX 01658-6-5398

㈲エンドレスカンパニー (小売業) 東光地区
〒078-8372 旭川市旭神2条4丁目9番6号 TEL 65-1067
代表者 長勢 均 FAX 65-1067

(有)ニッセイ旭川 (廃棄物処理業) 当麻支部
〒078-1304 上川郡当麻町4条西3丁目6-35 TEL 84-5525
代表者 小西 和洋 FAX 84-5107

(株)大雪葬祭 (葬祭業) 東光地区
〒071-1423 上川郡東川町東町2丁目2番15号 TEL 82-2419
代表者 高橋 徳松 FAX 82-2458

(株)メディカルセンス (医療機器販売業) 東旭川地区
〒078-8251 旭川市東旭川北1条1丁目2番4号 TEL 36-8787
代表者 稲田 良輔 FAX 35-1502

㈲新和農機販売 (その他の機械器具卸売業) 東光地区
〒071-0215 上川郡美瑛町扇町152番地54 TEL 92-3427
代表者 佐藤 和生

(株)ゆとり北海道 (飲食業) 流通団地地区
〒079-8416 旭川市永山6条10丁目6番2号 TEL 74-5961
代表者 小林 大祐

(株)奥山内装店・旭川支店 (その他の職別工事業) 新旭川地区
〒070-0022 旭川市東2条2丁目2番3号 TEL 73-3919
代表者 奥山 寿男 FAX 73-3676

合同会社 ライフ&ビジネスサポート (機械器具小売業) 流通団地地区
〒079-8414 旭川市永山4条12丁目3-19 TEL 73-7484
代表者 中川 充 FAX 30-1305

(株)松村建板加工所 (建築板金業) 豊岡地区
〒078-8234 旭川市豊岡4条8丁目8-19 TEL 33-1114
代表者 松村 勇治 FAX 33-1314

(株)サントラスト (産業用機械器具賃貸業) 流通団地地区
〒079-8416 旭川市永山6条6丁目3番6-2号 TEL 85-7495
代表者 山田 隼人 FAX 85-7497

(株)能澤自動車 (自動車整備業) 豊岡地区
〒078-8233 旭川市豊岡3条4丁目5-26 TEL 34-4336
代表者 能澤 悠多 FAX 56-5731

イーアステック(株) (その他の職別工事業) 流通団地地区
〒079-8412 旭川市永山2条1丁目3-10 TEL 49-6077
代表者 吉田 隆行 FAX 49-6088

(株)ユウキ (解体工事業) 流通団地地区
〒079-8442 旭川市流通団地2条5丁目46番地 TEL 40-4155
代表者 石橋 優樹 FAX 40-4156

(株)旭川環境リサイクル (産業廃棄物処理業) 西地区
〒071-0172 旭川市西神楽南2条4丁目252-68 TEL 85-6688
代表者 安藤 賢 FAX 85-6770

(株)パールライン (一般貨物自動車運送業) 流通団地地区
〒079-8444 旭川市流通団地4条5丁目31番地1 TEL 74-6788
代表者 宮本 克弘 FAX 74-6951

税理士法人 旭川総合会計事務所 (税理士事務所) 東地区
〒078-8213 旭川市3条通19丁目左1号 TEL 35-1375
代表者 一条 邦彦 FAX 35-1373

(株)北洋タイル (タイル工事業) 西地区
〒070-8011 旭川市神居1条10丁目1番10号 TEL 61-3006
代表者 美浪 利光 FAX 61-3181

アイト産業(株) (製材業、木製品製造業) 流通団地地区
〒078-1304 上川郡当麻町4条西4丁目9-1 TEL 58-8133
代表者 佐藤 匡男 FAX 84-2141

(株)Beクリーン (清掃業) 流通団地地区
〒079-8418 旭川市永山8条11丁目6番 TEL 40-3230
代表者 加藤 千善 FAX 40-3235

※第30回「法人会全国青年の集い」北海道大会にあわせて、青年部会の会員増強に努めました。お陰をもちまして45名もの新しいメンバーが加わりました。

ERROR探し



左の2枚の絵を見比べ、7ヶ所の違った部分を探して下さい。どちらかの絵に○印をつけ、ハガキに貼り応募して下さい。住所、企業名、氏名、電話番号を記入のうえ、11月30日(水)(必着)まで

〒070-0043 旭川市常盤通1丁目
道北経済センタービル1階
(公社)旭川東法人会事務局宛

料金不足、封書の方は失格です。正解者から30名様にクオカードをプレゼントいたします。

■作者紹介…神谷一郎(かみや いちろう)
イラストレーター、デジタルイメージ会員、日本出版美術家連盟会員など、専修大学法学部卒業後、漫画プロダクションを経て漫画家に。現在はフリーランスのイラストレーターとして、雑誌・広告・WEB等で活躍中。第35回集英社「Y」新人賞、第51回講談社漫画賞などを受賞。第4回デジタルアートコンテスト佳作。著作に「マニアックサイバー」(グラフィック社刊)。

事業報告

4月から9月迄開催致しました当会の主な事業についてご報告いたします。

4月 April

- 5日(火) 道法連青連協正副会長会議
- 14日(木) 第11回法人会全国女性フォーラム〈福島大会〉
- 18日(月) 第1回理事会
- 22日(金) 道法連青連協全道部会長会議

5月 May

- 17日(火) 青年部会定時総会／女性部会定時総会／合同懇談会
- 19日(木) 東・中女性部会合同幹部会議※
- 24日(火) 通常総会／税務講話／懇談会
- 27日(金) 第30回「法人会全国青年の集い」北海道大会旭川幹部会議※

6月 June

- 1日(水) 東・中女性部会設立30周年記念式典／祝賀会※
- 10日(金) 道法連青連協正副会長会議／定時総会／懇親会
- 28日(火) 第30回「法人会全国青年の集い」北海道大会旭川幹部会議※

7月 July

- 5日(火) 道法連青連協正副会長会議／懇親会シミュレーション
- 7日(木) 親睦チャリティーゴルフ大会
- 16日(土) 青年部会親睦ゴルフ大会／ビールパーティ
- 26日(火) 東・中合同研修会【経営力向上のヒント 実務セミナー】※
- 28日(木) 東・中合同事務局連絡会議※

8月 August

- 1日(月) 役員研修会／名刺交換会※
- 2日(火) 第30回「法人会全国青年の集い」北海道大会旭川幹部会議※
- 8日(月) 第30回「法人会全国青年の集い」北海道大会旭川実行委員会※
- 9日(火) 東・中合同第1回広報委員会※
- 17日(水) 第30回「法人会全国青年の集い」北海道大会旭川幹部会議※
- 23日(火) 道法連青連協全道部会長会議
- 25日(木) 第30回「法人会全国青年の集い」北海道大会旭川幹部会議※

9月 September

- 5日(月) 第30回「法人会全国青年の集い」北海道大会大会資料の袋詰め※
- 8日(木) 第30回「法人会全国青年の集い」北海道大会
- 9日(金) 第30回「法人会全国青年の集い」北海道大会
- 29日(木) 第53回北海道法人会税制改正提言全道大会〈函館大会〉



▲青年・女性部会合同による懇談会



▲通常総会懇談会の様子



▲ゴルフ大会の様子



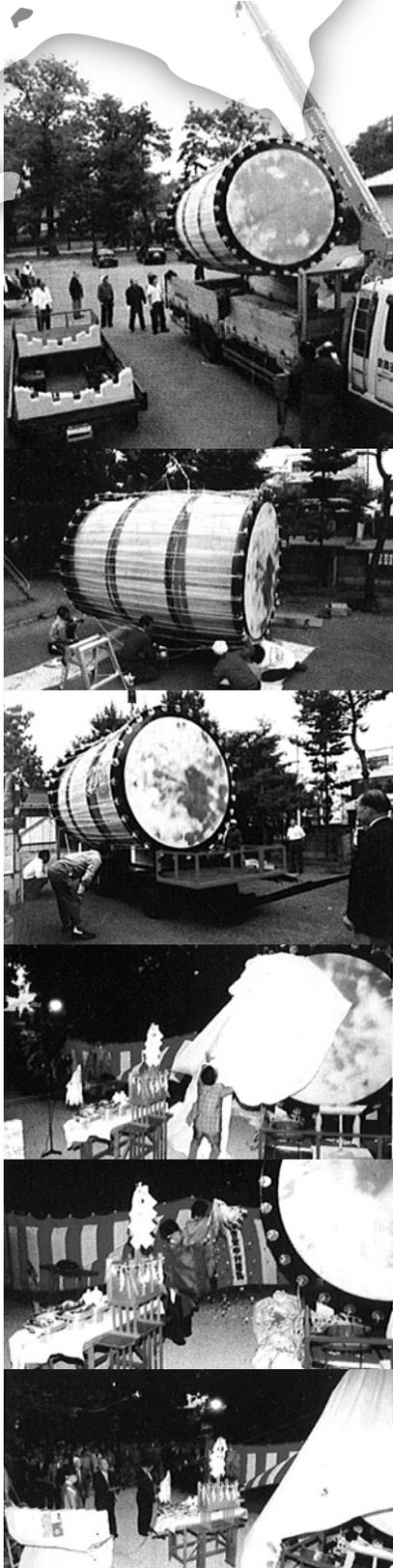
▲名刺交換会の様子



▲函館大会懇親会の様子

地域逸品

永山屯田まつり 30年の軌跡



1. 永山村の誕生

永山を語る上において、永山屯田を外して語ることは出来ない。

明治21年上川屯田の設置が決定され、明治23年9月20日付の北海道庁令により上川郡永山村・旭川村・神居村の三村が一緒に誕生した。

「永山」の村名は屯田兵司令官永山武四郎將軍の姓をとったもので、明治21年に明治天皇よりその名を受けたものと伝えられている。

当初、400戸の屯田兵とその家族2,045名が荒野を切り拓き困難辛苦に耐え、今日の永山の礎を築いた。昭和29年11月町制が施行。昭和36年4月旭川市と合併した。

2. 永山地区の発展と課題

屯田兵及びその家族のご苦勞により豊かな土地が拓け、農業と商業の二本の柱が支え合って、永山は物心共に豊かな街へと発展してきた。昭和50年代後半から昭和60年代には地域の急速な発展は目に見張るものがあり、人口4万人に達しようとしてきた。

しかし、地域の発展に伴いいろいろな課題も見えてきた。収穫感謝祭の位置づけの「農業まつり」は農家人口の減少に伴い縮小を余儀なくされた。更に商業においても大型店の進出等に伴い規模縮小の一途をたどり昭和38年から永山商工会などが中心となって実施されてきた「永山夏まつり」も縮小しなければならなかった。

更に、近々に開基百年を迎えるにあたり、開拓に血と汗と魂を傾けられた屯田の尊き魂の伝承や貴重な文化遺産の承継をどうすれば良いのか。又、旧永山住民と新たに住民となる人々とのコミュニケーション醸成を行い、地域住民の一体化を目指す手法を模索していた。

3. 永山屯田まつり誕生までの経緯

昭和60年10月頃から、屯田に関わるイベント立ち上げを検討する会議が、永山地区の有志や屯田二世会を中心に旭川市も関与し開催されるようになった。又、旭川市は平成2年の夏に開基百年記念事業の一つとして各地区ごとに住民主導のイベントを実施するよう取り組んできた。「屯田まつり」はその市の取り組みを先取りする形で実施された。

4. 永山屯田まつり事業の推移

第1回 昭和61年「旭川屯田まつり」として二日間開催。永山地

区小・中学校の吹奏楽、バトンガール、旭農工生が扮する屯田兵、開拓当時の生活服の一団、各婦人部踊り団体等、約900人が参加。尚、第1回「旭川屯田まつり」終了後実行委員会にて事業の反省と今後の方向性を検討した結果、第2回目より「永山屯田まつり」に名称変更することが決まった。

改称理由概略

- ・歴史に忠実な名称が好ましい（屯田兵第三大隊各中隊の所在地）
（第一・第二中隊～永山）・（第三・四中隊～東旭川）・（第五・六中隊～当麻）
- ・屯田兵司令官 永山武四郎將軍の遺族からの要望があること。
- ・東旭川地区はこのイベントに消極的で、開基百年までには充実が困難であること。
- ・屯田兵出身地の生活、習慣、文化等が異なり一元化が難しいこと。

昭和63年に「永山屯田音頭」の決定。「屯田の歌と踊り」検討委員会の設置。「屯田音頭の公募」。19点の応募があったが、「屯田の歌と踊り」検討委員会の選考を経て、実行委員会正副委員長会議にて決定。

第3回から「あんどんパレード」の実施。第4回「開基百年記念事業」。第6回より「旭川夏まつり」に屯山あんどん参加。第10回記念事業として、全道一の締太鼓（直径9尺・胴約8尺・長さ11尺5寸）「永山屯山太鼓」を導入し、ほぼ現在の「永山屯田まつり」の原型が出来上がった回であった。第13回「永山屯田まつり」西流し（せせらぎ通りあんどん運行）が運

行された。

第20回目、20周年記念事業として上川管内市町村の郷土芸能・あんどん招聘・特産品展示即売会等の事業開催。「永山屯田まつり20年の軌跡」記念誌作成。

第24回より第29回まで会場等の都合により「あんどん西流し」は運行休止となり「あんどん東流し」の開催二日となったが、会場が「おまつり広場」一ヶ所となったことに起因して、街商組合等の日中からの出店・「あんどんデモンストラーション開催」等の努力により、第一・南西・南等市民委員会から、遠方すぎるとのご批判もいただいたが、今までにない集客とまつりの盛り上げに繋がった。

本年、第30回記念の年となり、出演団体、準備事務局、市民委員会・町内からのボランティアの方々も高齢化を極め、事業承継も進まない状況下、実行委員会正副委員長会議が打ち出した方向は「記念になる事業」ではなく「記憶に残る事業」。マンネリと呼ばれようが、準備する人、支援する人、出演する団体、関連する人たち全て、第30回があって今日があると言われるような事業を行いたいということであった。

「あんどん西流し」復活。「永山屯田盆踊り」との共催。「音楽パレード」・「管内太鼓の共演」の開催。「永山屯田音頭」復活。それと北海道に「永山屯田まつり」ここにありとの広告活動に重点をおいた宣伝活動。全道から永山に観覧者が増えることを願い、まつりの継続を祈り「第30回永山屯田まつり」は三日間の開催を終えた。最終日、メイン事業「あんどん東流し」は豪雨と激しい落雷の中、安全のため苦渋の判断により中止となった。

中止を告げた時の出演団体の何人かは、無念の表情を浮かべ、「来年こそ」はとつぶやいた。



平成27・28年度税制改正による法人二税申告の際の留意点

○ 法人事業税外形標準課税のさらなる拡大

平成27年度税制改正により、平成27年4月1日以後開始する事業年度の税率が改正されていましたが、平成28年度税制改正において、平成28年4月1日以後開始する事業年度の税率が、改めて次のとおり改正されました。

【法人事業税】

法人の種類	所得区分等	H26.10.1から H27.3.31まで に開始する事業年度		H27.4.1から H28.3.31まで に開始する事業年度		H28.4.1以後 に開始する事業年度	
		税率	外形対象 法人	税率	外形対象 法人	税率	外形対象 法人
普通法人	年400万円以下	3.4%	2.2%	3.4%	1.6%	3.4%	0.3%
	年400万円超800万円以下	5.1%	3.2%	5.1%	2.3%	5.1%	0.5%
	年800万円超	6.7%	4.3%	6.7%	3.1%	6.7%	0.7%
	軽減税率不適用法人(※)	6.7%	4.3%	6.7%	3.1%	6.7%	0.7%
	付加価値額		0.48%		0.72%		1.2%
	資本金等の額		0.2%		0.3%		0.5%
特別法人	年400万円以下	3.4%		3.4%		3.4%	
	年400万円超	4.6%		4.6%		4.6%	
	軽減税率不適用法人(※)	4.6%		4.6%		4.6%	
収入金額 課税法人	収入金額	0.9%		0.9%		0.9%	

※ 資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上で、3以上の都道府県に事務所又は事業所のある法人の所得

○ 法人道民税均等割の税率区分の基準及び 法人事業税外形標準課税資本割の課税標準となる「資本金等の額」の改正

平成27年4月1日以後に開始する事業年度について、法人道民税均等割の税率区分の基準及び法人事業税外形標準課税資本割の課税標準となる「資本金等の額(以下「課税標準等」という。)」は、「資本金等の額」と「資本金及び資本準備金の合算額」又は「出資金の額」との比較により算定します。(詳細は、道税ホームページをご覧ください。)

○ 平成28年度税制改正後の法人道民税、地方法人特別税の税率

【法人道民税】

区 分		H26.10.1から H29.3.31まで に開始する事業年度
		税率
法人税割	資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人、保険業法に規定する相互会社	4.0%
	資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人	4.0%
	法人税額が年1,000万円を超えるとき	4.0%
	法人税額が年1,000万円以下のとき	3.2%

【地方法人特別税】

法人の種類	H26.10.1から H27.3.31まで に開始する事業年度	H27.4.1から H28.3.31まで に開始する事業年度	H28.4.1以後 に開始する事業年度
	税率	税率	税率
付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人	67.4%	93.5%	414.2%
所得割額によって法人事業税を課税される法人 (資本金1億円以下の普通法人、特別法人、公益法人等)	43.2%	43.2%	43.2%
収入割額によって法人事業税を課税される法人 (電気供給業、ガス供給業、生命保険業、損害保険業)	43.2%	43.2%	43.2%

【法人道民税・法人事業税
・地方法人特別税の申告書提出先】

【道税ホームページアドレス】

札幌道税事務所 税務管理部 課税第一課 TEL 011-204-5083
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館2F

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/>